



# 島根県報

平成29年 5月26日 (金)

号外 第 6 9 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【公 告】**

平成29年度「島根の観光産業を担う次世代人材育成事業」業務委託に係る提案競 技の実施 (観 光 振 興 課) 2

**公 告**

平成29年度「島根の観光産業を担う次世代人材育成事業」業務委託の契約予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成29年 5 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**1 提案競技に付する事項****(1) 名称**

平成29年度「島根の観光産業を担う次世代人材育成事業」業務委託

**(2) 仕様**

別に定める平成29年度「島根の観光産業を担う次世代人材育成事業」業務委託提案競技仕様書による。

**(3) 期間**

契約日から平成30年 3 月30日まで

**(4) 提案価格の上限額**

45,402千円（消費税及び地方消費税を含む。）

**2 提案競技参加資格に関する事項**

提案競技に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たすものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4 第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

(4) 消費税及び地方消費税の未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

(5) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(6) 地方自治法施行令第167条の4 第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

**3 提案競技説明書の配布期間及び配布場所****(1) 配布期間**

平成29年 5 月26日（金）から 6 月 9 日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

**(2) 配布場所**

島根県松江市殿町1番地（島根県庁2階） 島根県商工労働部観光振興課観光企画グループ

上記のほか、島根県ホームページからダウンロードできる。

**4 提出書類の種類及び部数**

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部
  - (2) 会社概要書又は履歴書 1部
  - (3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部
  - (4) 島根県税に係る納税証明書 1部
  - (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部
  - (6) 提案書 8部
  - (7) 見積書 1部
  - (8) その他必要な書類 1部
- 5 書類の提出方法、提出期限及び提出先
- (1) 提出方法  
郵送又は持参による。
  - (2) 提出期限  
ア 4の(1)から(5)までの書類については、平成29年6月23日(金)午後5時まで(郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。)  
イ 4の(6)から(8)までの書類については、平成29年7月11日(火)午後5時まで(郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。)
  - (3) 提出先  
〒690-8501  
島根県松江市殿町1番地 島根県商工労働部観光振興課観光企画グループ  
電話 0852-22-5625 ファックス 0852-22-5580  
電子メール kankou@pref.shimane.lg.jp
- 6 提案競技に係る質問について
- (1) 質問は、期限までに文書により提出すること(ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。ただし、その場合においては、着信を電話により確認すること。)
  - (2) 質問提出期限は、平成29年6月19日(月)午後5時までとする。
  - (3) 提出先  
5の(3)に同じ
  - (4) 質問に対する回答は、平成29年6月21日(水)までを目途に、島根県ホームページに掲示する。
- 7 提案競技参加資格確認審査結果の通知
- 提案競技参加資格確認申請者に対し、郵送にて通知する。
- 8 選定方法
- (1) 平成29年度「島根の観光産業を担う次世代人材育成事業」業務委託提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)において厳正な審査を行い、契約予定者を選定する。
  - (2) 評価は、以下の点について審査を行う。
    - ア 類似事業の実績があり、人材育成事業のノウハウを保有しているか。
    - イ 委託業務遂行上、十分な人員体制があるか。
    - ウ 受講生確保が確実かつ効果的に図られる募集方法、選定方法が示されているか。
    - エ 効果的に観光人材育成が図られる研修内容及び研修の運営方法が示されているか。
    - オ 受講生の管理・指導が適切に実施できる提案か。
    - カ 受講生と県内宿泊・観光事業者とのマッチングが円滑に実施され、定着率の向上が図られる提案か。
    - キ 次年度以降の事業運営に繋がる効果の検証方法が示されているか。
    - ク 経費は適正かつ合理的に積算されているか。
  - (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の評価点を合計する方法により得

点を算出する。

- (4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について審査委員会による書面審査とヒアリングを実施し、最も優れた提案を選定する。

なお、参加者が多数の場合は、評価基準に基づく書面審査のみにより5者程度を選出し、ヒアリングを実施する。

- (5) ヒアリングの日程については、該当者に別途通知する。

ア 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

イ 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

## 9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出等しないとき。
- (3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 10 契約

- (1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約辞退した場合は、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

- (2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

- (3) 支払方法

契約予定者との協議事項とする。

- (4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上、定める。

## 11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーション及びヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。

## 12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ

## 13 Summary

- (1) Nature of project: Project to develop next generation human resources for Shimane's tourism industry, fiscal year 2017

(2) Time limit for the submission of proposal documents : 5 : 00 p.m. 11 July 2017

(3) Contact point for the notice : Shimane Prefectural Government, Tourism Promotion Division, 1 Tono  
-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan

TEL : 0852-22-5625

---